

区文化センターの使用料の改定内容

平成 28 年 3 月 17 日

改定内容

ア 若林区文化センターの使用料の改定

(ア) ホール及び楽屋

(現 行)

			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～21:30)
ホ ー ル	入場料を徴収しない場 合	平日	10,700 円	18,100 円	18,100 円
		土曜日・日 曜日・休日	18,100 円	25,600 円	22,400 円
	500円以下の入場料を徴 収する場合	平日	21,400 円	28,800 円	27,800 円
		土曜日・日 曜日・休日	24,500 円	36,300 円	35,200 円
	500円を超え1,000円以 下の入場料を徴収する 場合	平日	26,700 円	41,600 円	39,500 円
		土曜日・日 曜日・休日	30,900 円	49,200 円	47,000 円
	1,000円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収 する場合	平日	32,100 円	52,300 円	49,200 円
		土曜日・日 曜日・休日	40,600 円	64,200 円	60,900 円
3,000円を超える入場料 を徴収する場合	平日	39,500 円	63,100 円	58,800 円	
	土曜日・日 曜日・休日	49,200 円	77,000 円	71,600 円	
第一楽屋			500 円	700 円	700 円
第二楽屋			500 円	700 円	700 円
第三楽屋			700 円	1,000 円	1,000 円
第四楽屋			700 円	1,000 円	1,000 円

※ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、3,000 円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の範囲内で市長が定める。

↓

(改定後)

			午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～21:30)
ホ ー ル	入場料を徴収しない場 合	平日	12,400 円	20,700 円	21,700 円
		土曜日・日 曜日・休日	18,100 円	26,900 円	28,300 円
	500円以下の入場料を徴 収する場合	平日	21,400 円	31,100 円	32,600 円
		土曜日・日 曜日・休日	24,500 円	40,400 円	42,400 円
	500円を超え1,000円以 下の入場料を徴収する 場合	平日	26,700 円	41,600 円	43,500 円
		土曜日・日 曜日・休日	32,300 円	53,900 円	56,600 円
	1,000円を超え3,000円 以下の入場料を徴収す る場合	平日	32,100 円	52,300 円	54,400 円
		土曜日・日 曜日・休日	40,600 円	67,300 円	70,700 円
3,000 円を超える入場料	平日	39,500 円	63,100 円	65,300 円	

	を徴収する場合	土曜日・日曜日・休日	49,200円	80,800円	84,900円
第一楽屋			610円	810円	710円
第二楽屋			610円	810円	710円
第三楽屋			870円	1,100円	1,000円
第四楽屋			870円	1,100円	1,000円

※ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の3倍又は3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額のいずれか高い額の範囲内で市長が定める。

(イ) その他の施設

	現 行	改定後
展示ホール	1時間当たり 1,300円	1時間当たり 1,400円
リハーサル室	〃 1,100円	〃 1,200円
スタジオ	〃 800円	〃 930円
第一練習室	〃 200円	〃 230円
第二練習室	〃 200円	〃 230円

イ 太白区文化センターの使用料の改定

(ア) ホール及び楽屋

(現 行)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	
ホール	タイプ 一	入場料を徴収しない 場合	平日	11,600円	19,700円	23,200円
			土曜日・日曜日・休日	19,700円	27,800円	30,200円
		500円以下の入場料 を徴収する場合	平日	23,200円	31,300円	34,800円
			土曜日・日曜日・休日	26,700円	39,400円	44,100円
		500円を超え1,000円 以下の入場料を徴収 する場合	平日	29,000円	45,200円	48,700円
			土曜日・日曜日・休日	33,600円	53,400円	58,000円
	1,000円を超え3,000 円以下の入場料を徴 収する場合	平日	34,800円	56,800円	61,500円	
		土曜日・日曜日・休日	44,100円	69,600円	75,400円	
	3,000円を超える入 場料を徴収する場合	平日	42,900円	68,400円	73,100円	
		土曜日・日曜日・休日	53,400円	83,500円	89,300円	
	タイプ 二	入場料を徴収しない 場合	平日	8,600円	14,600円	17,200円
			土曜日・日曜日・休日	14,600円	20,600円	22,400円
500円以下の入場料 を徴収する場合		平日	17,200円	23,200円	25,800円	
		土曜日・日曜日・休日	19,800円	29,200円	32,700円	
500円を超え1,000円 以下の入場料を徴収 する場合		平日	21,500円	33,500円	36,100円	
		土曜日・日曜日・休日	24,900円	39,600円	43,000円	
1,000円を超え3,000 円以下の入場料を徴 収する場合	平日	25,800円	42,100円	45,600円		
	土曜日・日曜日・休日	32,700円	51,600円	55,900円		

	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,800円	50,700円	54,200円
		土曜日・日曜日・休日	39,600円	61,900円	66,200円
楽屋			800円	1,200円	1,300円
楽屋			500円	800円	900円
楽屋			500円	800円	900円
楽屋			1,000円	1,600円	1,800円

※ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の範囲内で市長が定める。

↓

(改定後)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	
ホール	タイプ一	入場料を徴収しない場合	平日	13,500円	22,500円	27,000円
			土曜日・日曜日・休日	19,700円	29,200円	35,100円
		500円以下の入場料を徴収する場合	平日	23,200円	33,700円	40,500円
			土曜日・日曜日・休日	26,700円	43,900円	52,600円
		500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	29,000円	45,200円	54,000円
			土曜日・日曜日・休日	35,100円	58,500円	70,200円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	34,800円	56,800円	67,500円	
		土曜日・日曜日・休日	44,100円	73,100円	87,800円	
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	42,900円	68,400円	81,000円	
		土曜日・日曜日・休日	53,400円	87,800円	105,300円	
	タイプ二	入場料を徴収しない場合	平日	10,000円	16,600円	20,000円
			土曜日・日曜日・休日	14,600円	21,600円	26,000円
500円以下の入場料を徴収する場合		平日	17,200円	25,000円	30,000円	
		土曜日・日曜日・休日	19,800円	32,500円	39,000円	
500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	21,500円	33,500円	40,000円	
		土曜日・日曜日・休日	26,000円	43,300円	52,000円	
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,800円	42,100円	50,000円		
	土曜日・日曜日・休日	32,700円	54,200円	65,000円		
3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,800円	50,700円	60,000円		
	土曜日・日曜日・休日	39,600円	65,000円	78,000円		
楽屋			1,000円	1,300円	1,300円	
楽屋			650円	910円	910円	
楽屋			650円	910円	910円	
楽屋			1,300円	1,800円	1,800円	

※ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の3倍又は3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額のいずれか高い額の範囲内で市長が定める。

(イ) その他の施設

	現 行	改定後
展示ホール	1時間当たり 1,200円	1時間当たり 1,300円
リハーサル室	〃 1,200円	〃 1,300円
スタジオ	〃 700円	〃 800円
ミキサー室	〃 100円	〃 110円
音楽練習室	〃 400円	〃 450円
音楽練習室	〃 400円	〃 450円

ウ 宮城野区文化センターの使用料の改定

(ア) コンサートホール, シアターホール及び楽屋

(現 行)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	
コ ン サ ー ト ホ ー ル	入場料を徴収しない場 合	平日	6,500円	11,000円	13,000円	
		土曜日・日 曜日・休日	11,000円	15,600円	16,800円	
	500円以下の入場料を徴 収する場合	平日	13,000円	17,500円	19,300円	
		土曜日・日 曜日・休日	15,000円	22,100円	23,200円	
	500円を超え1,000円以 下の入場料を徴収する 場合	平日	16,200円	25,200円	27,400円	
		土曜日・日 曜日・休日	18,800円	29,800円	32,600円	
	1,000円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収 する場合	平日	19,500円	31,700円	34,400円	
		土曜日・日 曜日・休日	24,700円	38,800円	42,500円	
	3,000円を超える入場料 を徴収する場合	平日	24,000円	38,400円	40,800円	
		土曜日・日 曜日・休日	30,000円	46,900円	50,100円	
	シ ア タ ー ホ ー ル	入場料を徴収しない場 合	平日	4,800円	8,000円	9,600円
			土曜日・日 曜日・休日	6,000円	10,000円	12,000円
500円以下の入場料を徴 収する場合		平日	6,000円	10,000円	12,000円	
		土曜日・日 曜日・休日	7,500円	12,500円	15,000円	
500円を超え1,000円以 下の入場料を徴収する 場合		平日	7,600円	12,800円	15,300円	
		土曜日・日 曜日・休日	9,500円	16,000円	19,200円	
1,000円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収 する場合		平日	9,600円	16,000円	19,200円	
		土曜日・日 曜日・休日	12,000円	20,000円	24,000円	
3,000円を超える入場料 を徴収する場合		平日	14,400円	24,000円	28,800円	
		土曜日・日 曜日・休日	18,000円	30,000円	36,000円	
第一楽屋			800円	1,200円	1,300円	
第二楽屋			500円	800円	900円	
第三楽屋			500円	800円	900円	
第四楽屋			500円	800円	900円	
第五楽屋			500円	800円	900円	
第六楽屋			500円	800円	900円	

※コンサートホール又はシアターホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の範囲内で市長が定める。

↓

(改定後)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)
コンサートホール	入場料を徴収しない場合	平日	7,500円	12,500円	15,000円
		土曜日・日曜日・休日	11,000円	16,300円	19,600円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	13,000円	18,800円	22,600円
		土曜日・日曜日・休日	15,000円	24,500円	29,400円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,200円	25,200円	30,100円
		土曜日・日曜日・休日	19,600円	32,600円	39,200円
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,500円	31,700円	37,700円	
	土曜日・日曜日・休日	24,700円	40,800円	49,000円	
3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	24,000円	38,400円	45,200円	
	土曜日・日曜日・休日	30,000円	49,000円	58,800円	
シアターホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,400円	9,100円	10,900円
		土曜日・日曜日・休日	7,100円	11,800円	14,200円
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	7,800円	13,000円	15,600円
		土曜日・日曜日・休日	9,700円	16,200円	19,500円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,800円	16,600円	19,800円
		土曜日・日曜日・休日	12,300円	20,800円	24,900円
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	12,400円	20,800円	24,900円	
	土曜日・日曜日・休日	15,600円	26,000円	31,200円	
3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	16,400円	27,400円	32,900円	
	土曜日・日曜日・休日	21,300円	35,600円	42,700円	
第一楽屋			1,000円	1,300円	1,300円
第二楽屋			650円	910円	910円
第三楽屋			650円	910円	910円
第四楽屋			650円	910円	910円
第五楽屋			650円	910円	910円
第六楽屋			650円	910円	910円

※コンサートホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の3倍又は3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額のいずれか高い額の範囲内で市長が定める。

※シアターホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の範囲内で市長が定める。

(イ) その他の施設

	現 行	改定後
リハーサル室	1時間当たり 1,100円	1時間当たり 1,200円

スタジオ	〃	800 円	〃	910 円
音楽練習室一	〃	300 円	〃	340 円
音楽練習室二	〃	400 円	〃	450 円

改定の適用日

<市民利用施設予約システム対象施設の予約について>

平成28年10月から改定後の料金が適用となりますが、次の場合には改定前の料金が適用となります。

- ・市民利用施設予約システムでの抽選による申込みの場合は、平成28年9月までに抽選が行われたもの
- ・市民利用施設予約システムでの抽選期間終了後の空き施設の申込みの場合は、平成28年9月までに使用許可を受けたもの

お問い合わせ

市民局地域政策課

電話:022-214-6130 ファクス:022-211-1916

メールアドレス:sim004070@city.sendai.jp